

建設工事請負契約に関する 紛争処理申請の手引

目		次	
I	建設工事紛争審査会のあらまし	1
II	紛争処理手続の流れ	5
III	紛争処理に要する費用	7
IV	紛争処理の申請方法	9
V	申請書記載例	11
VI	答弁書記載例	15
VII	委任状書式例	18

山梨県建設工事紛争審査会事務局

〒400-8501
甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県庁 建設業対策室内
Tel 055-223-1843
Fax 055-223-1844

I 建設工事紛争審査会のあらまし

1 審査会の目的

建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決には、建設工事に関する技術、行政、商慣行などの専門的知識が必要になることが少なくありません。

建設工事紛争審査会は、こうした建設工事の請負契約をめぐる紛争につき、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき、国土交通省（中央建設工事紛争審査会）及び各都道府県（都道府県建設工事紛争審査会）に設置されております。

審査会は、原則として当事者双方の主張・証拠に基づき、**民事紛争の解決を行う準司法機関であって、建設業者を監督する機関や技術的鑑定を行う機関ではありません。**

2 審査会の委員

審査会の委員は、**弁護士を中心にした法律委員と、建築・土木・電気・設備等の各技術分野の学識経験者や建設行政の経験者等の専門委員から構成されており、専門的、かつ、公正、中立の立場で紛争の解決にあたります。**

3 審査会の取扱う事件

審査会は、当事者の一方又は双方が建設業者である場合の紛争のうち**工事の瑕疵（不具合）、請負代金の未払い**などのような「**工事請負契約**」の解釈又は実施をめぐる**紛争の処理を行います。**

したがって、不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係にない元請・孫請間の紛争等は取扱いません。

4 紛争処理の方法

審査会は、「**あっせん**」、「**調停**」又は「**仲裁**」のいずれかの手続によって紛争の解決を図ります。

申請人は、事件の性質、解決の難易、緊急性などを判断して、そのいずれかを選択して申請することになります。（ただし、「**仲裁**」の申請をするには、**当事者間に「仲裁合意」があることが必要です。**）【Iの7参照】

審査会の行う紛争処理の手続は、原則として**非公開**です。

5 審査会の管轄

(1) 中央審査会

- ① 当事者の一方又は双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者である場合
- ② 当事者の双方が建設業者で、許可をした都道府県知事が異なる場合

(2) 都道府県審査会

- ① 当事者の一方のみが建設業者で、当該都道府県知事の許可を受けたものである場合
- ② 当事者の双方が当該都道府県知事の許可を受けた建設業者である場合
- ③ 以上のほか、当事者の双方が許可を受けた建設業者ではなく、その紛争に係る建設工場の現場が当該都道府県の区域内にある場合

(3) 管轄合意

上記(1)(2)にかかわらず、**当事者双方の合意により、いずれの審査会にも紛争処理を申請することができます。**

[例] A県知事の許可を受けた業者と、B県知事の許可を受けた業者との間の紛争については、管轄合意がなければ、建設業法の規定により中央審査会が管轄することになりますが、当事者双方が合意すれば、A県審査会やB県審査会などに紛争処理を申請することができます。

(様式例)

管轄合意書		
工事名		
工事場所		
注文者		
請負者		
上記工事の請負契約に関する紛争について、〇〇建設工事紛争審査会を建設業法による紛争処理の管轄審査会とすることを合意します。		
令和	年	月 日
	注文者	印
	請負者	印

6 あっせん、調停、仲裁の違い

種類	内 容	特 色
あ っ せ ん	<p>審理内容…当事者双方の主張を聴き、当事者間の歩み寄りをすすめる、解決を図る。</p> <p>あっせん委員…原則として1名</p> <p>審理回数…1～2回程度</p>	<p>調停の手続を簡略にしたもの。技術的・法律的な争点が少ない場合に適している。</p> <p>あっせんが成立したときは和解書を作成する。これは民法上の和解（第695条、第696条）としての効力をもつ。</p> <p>別途公正証書を作成したり、確定判決を得たりしないと強制執行ができない。</p>
調 停	<p>審理内容…当事者双方の主張を聴き、争点を整理し、場合によっては和解案を勧告して解決を図る。</p> <p>調停委員…3名</p> <p>審理回数…3～5回程度</p>	<p>当事者の互譲により、建設工事の実情に即した解決を図るもの。</p> <p>技術的、法律的な争点が多く、あっせんでは解決が見込めない場合に適している。</p> <p>調停が成立したときは、調停書を作成する。これは民法上の和解（第695条、第696条）としての効力をもつ。</p> <p>別途公正証書を作成したり、確定判決を得たりしないと強制執行ができない。</p>
仲 裁	<p>審理内容…当事者双方の主張を聴き、必要に応じ証拠調べや立入検査をして、仲裁委員が仲裁判断を行う。</p> <p>仲裁委員…3名</p> <p>審理回数…必要な回数</p>	<p>仲裁委員が、建設業法及び仲裁法の規定に基づき仲裁判断を行うもので、民事訴訟に代わるもの。仲裁手続には、裁判のような上訴の制度はない。</p> <p>仲裁を申請するには、当事者間の「仲裁合意」が必要。</p> <p>仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する（仲裁法第45条第1項）ものであり、仲裁判断の内容について裁判所で争うことはできない。</p>

※ 審査会への仲裁の申請には、仲裁法第29条第2項により時効中断効があります。あっせん及び調停については、建設業法第25条の16により打切通知到達後1ヶ月以内に訴えを提起（仲裁申請を含む）した場合、あっせん又は調停の申請時に時効が中断したものとみなされます。

※ 仲裁判断の実例等については「中央建設工事紛争審査会仲裁判断集（CD-ROM版）」（大成出版社、令和14年刊）を参照して下さい。

7 仲 裁 合 意

仲裁合意とは、紛争の解決を審査会の仲裁に委ね、**裁判所への訴訟提起はしないことを約する当事者間の契約**です。

したがって、審査会に仲裁を申請するには、当事者間に仲裁合意があることが必要です。それを証するため、次のいずれかの書類を提出してください。

- ① 請負契約締結の際に仲裁合意書又は工事請負契約約款により仲裁合意をした場合
…………… 当該仲裁合意書又は工事請負契約約款

※ 仲裁法の施行（令和16年3月1日）後に消費者と事業者の間で締結されたものについては、**消費者に解除権が認められており（仲裁法附則第3条）、仲裁合意が解除された場合には、仲裁判断が行われないまま手続が終了します。**

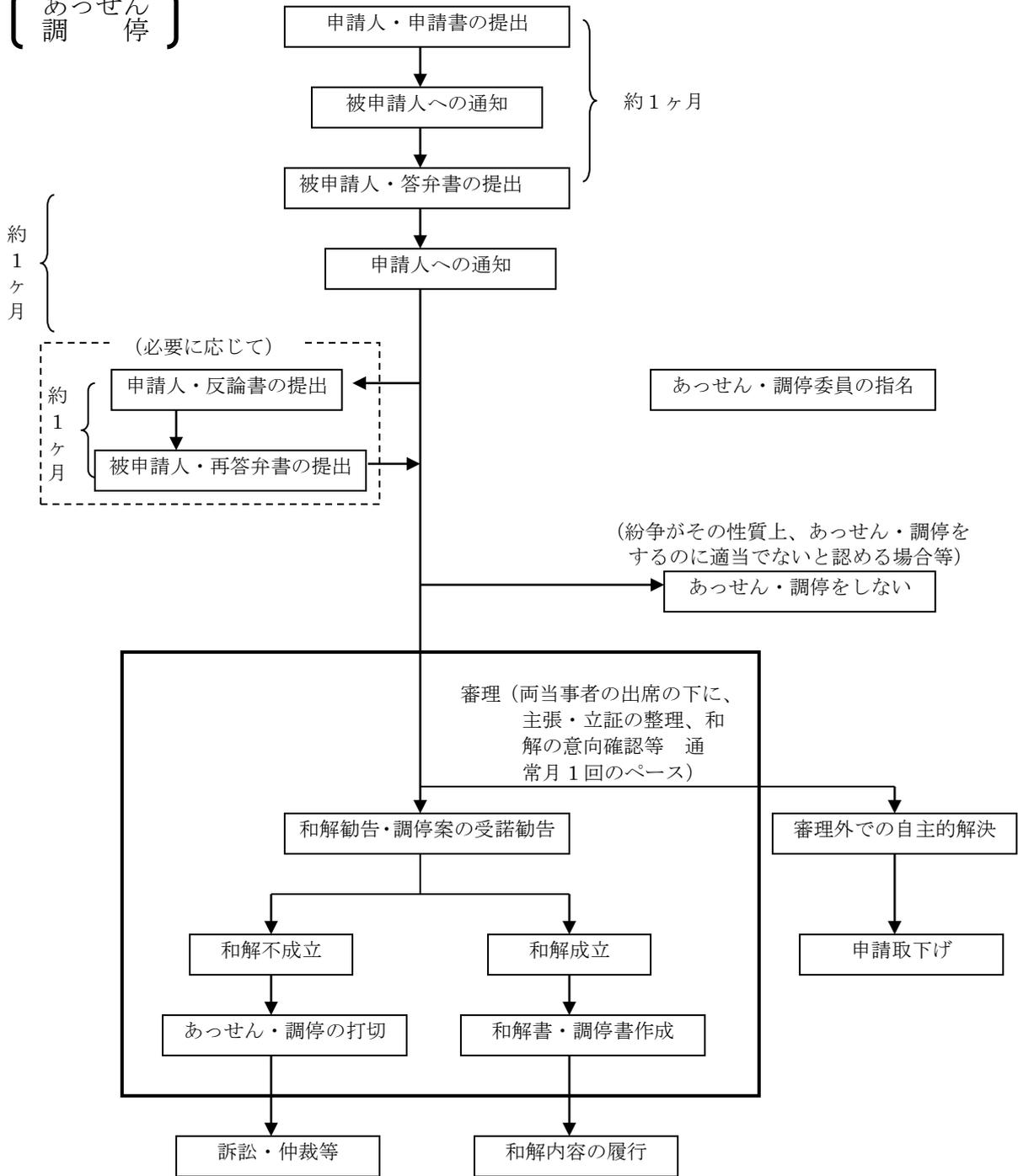
- ② 紛争が生じた後に当事者双方が仲裁を申請することに合意した場合
…………… 次の記載例のような仲裁合意書

(仲裁合意書の例)

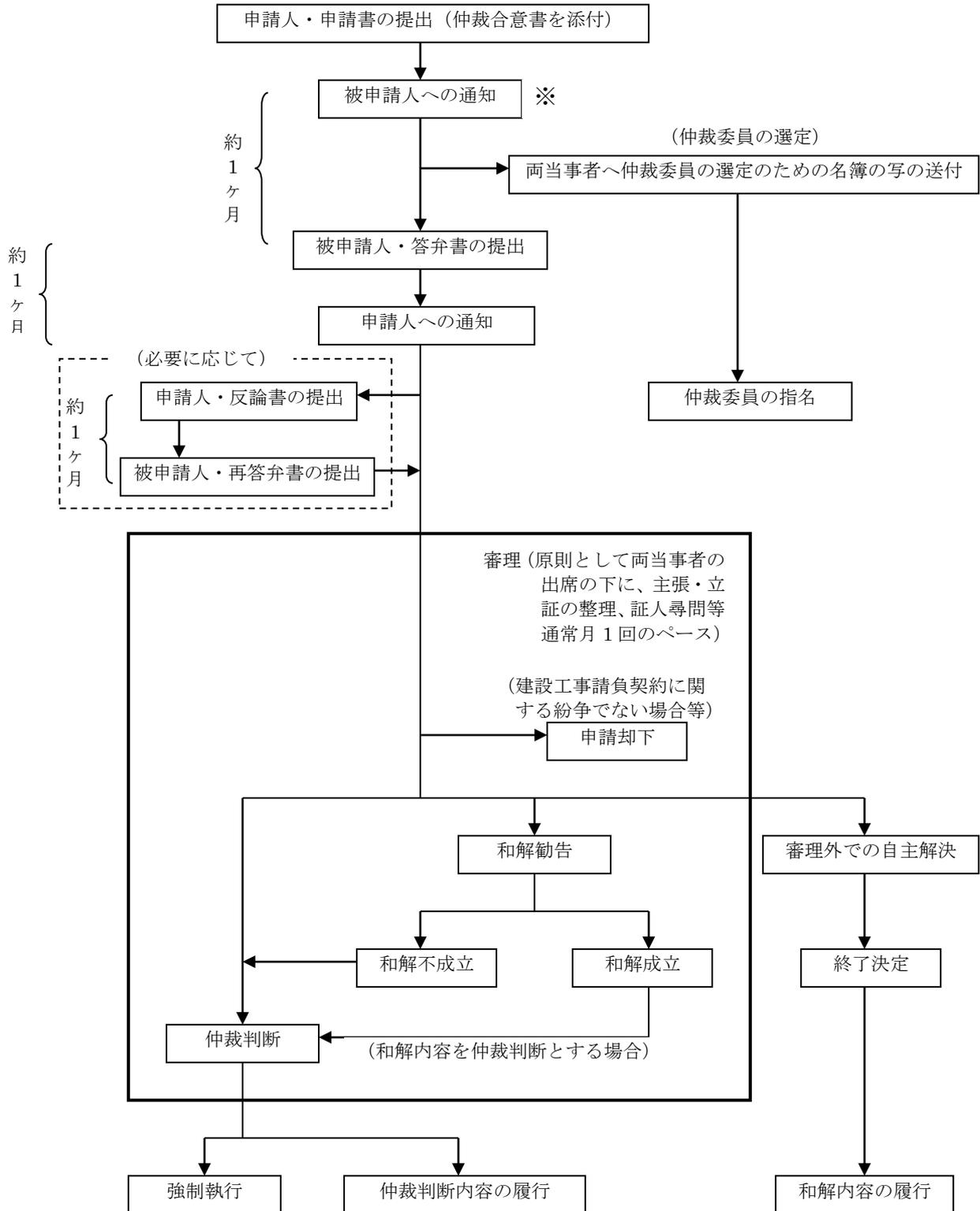
仲 裁 合 意 書	
工 事 名	〇〇工事
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇号
注 文 者	住 所 法人名及び代表者名又は氏名
請 負 人	住 所 法人名及び代表者名又は氏名
令和〇年〇〇月〇〇日付けで締結した上記工事の請負契約に関する紛争を、建設業法による〇〇建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服します。	
令 和	年 月 日
注文者	法人名及び代表者名又は氏名 印
請負人	法人名及び代表者名又は氏名 印

II 紛争処理手続の流れ

〔 あっせん
調停 〕



〔 仲 裁 〕



※ 仲裁法の施行（令和16年3月1日）後に締結された仲裁合意に基づいて事業者が消費者を被申請人として申請書を提出した場合には、消費者に仲裁合意の解除権が認められており、その旨が併せて被申請人に通知されます。また、第1回口頭審理では、まず被申請人に対して解除権を放棄する意思があるかどうかの確認が行われます（仲裁法附則第3条）。

Ⅲ 紛争処理に要する費用

紛争処理の手続を行うには、以下のような費用が必要になりますが、原則として、両当事者はそれぞれ各自の出費分を負担することになっています。

1 申請手数料

- (1) 紛争処理を申請するときは、申請人は、申請手数料を納める必要があります。
申請手数料の額は、「請求する事項の価額」（あっせん、調停又は仲裁を求める事項の価額）に応じて定められています。
- (2) あっせん又は調停の打ち切りの通知を受けた日から2週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、当該あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額を納めます。
- (3) 申請後に請求内容を変更し、「請求する事項の価額」が増額になるときは、申請人は、増額後の「請求する事項の価額」に応じた手数料額と既に納付した手数料額との差額を追加納付することが必要です。

2 通信運搬費

- (1) 審査会事務局が書類等を送付する費用として、申請人は、申請時に次の金額を予納します。

申請の種類	あっせん	調 停	仲 裁
予 納 額	10,000円	30,000円	50,000円

- (2) 通信運搬費については、後日、不足が生じそうになったときは、別途事務局から追加予納を請求します。また、紛争処理の終了後、精算を行い、剰余金があれば、予納者に返還します。

3 書類、証拠の作成費用

審査会に提出する準備書面、見積書、鑑定書、その他の書類や証拠の作成に要する費用は、それぞれの当事者が負担します。

4 立入検査、証人尋問等の費用（仲裁の場合）

立入検査に要する旅費等の審査会経費、証人尋問の録音、反訳の費用等は、両当事者の合意により、双方が折半で負担するのが通例です。

申 請 手 数 料 の 算 出 表

○ あっせん

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	10,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×20円+8,000円
2,500万円まで	価額(1万円単位)×15円+10,500円
2,500万円を超えるとき	価額(1万円単位)×10円+23,000円
算定できないとき	18,000円(価額500万円として扱う)

○ 調 停

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	20,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×40円+16,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×25円+23,500円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×15円+123,500円
算定できないとき	36,000円(価額500万円として扱う)

○ 仲 裁

請求する事項の価額	申請手数料の額
100万円まで	50,000円
500万円まで	価額(1万円単位)×100円+40,000円
1億円まで	価額(1万円単位)×60円+60,000円
1億円を超えるとき	価額(1万円単位)×20円+460,000円
算定できないとき	90,000円(価額500万円として扱う)

(計算例) 750万5,000円の請求をする場合 (1万円未満は切り上げて計算する。)

$$\text{あっせん} \quad 751 \times 15 + 10,500 = 21,765 \text{円}$$

$$\text{調 停} \quad 751 \times 25 + 23,500 = 42,275 \text{円}$$

$$\text{仲 裁} \quad 751 \times 60 + 60,000 = 105,060 \text{円}$$

※ 請求する事項の価額を算定できないときは、その価額を500万円として申請手数料を計算する。

IV 紛争処理の申請方法

1 申請に必要な書類

(1) 申請書

申請書は、申請書記載例〔V参照〕の要領で作成し、申請人（又は代理人）記名押印して提出して下さい。記載例の各項目は、建設業法で決められたものですので、必ずこれに従って作成して下さい。

(2) 添付書類

次の場合は、それぞれの書類を必ず申請書（正本）に添付して下さい。

- ① 商業登記簿謄本又は資格証明書 …………… 当事者が法人のとき
（申請人と被申請人の双方が法人のときは、双方の分が必要です。）
（被申請人のものについても、最寄りの法務局で手続きできます。）
（申請人が個人で、被申請人が法人の時も、被申請人のものが必要です。）
- ② 本人からの委任状 …………… 代理人を選任したとき〔VII参照〕
- ③ 仲裁合意書 …………… 仲裁の申請をするとき〔Iの7参照〕
- ④ 管轄合意書 …………… 合意によって管轄審査会を定めたとき

(3) 証拠書類

契約書、注文書、請書、契約約款、設計図、建築確認通知書、現場写真等の証拠書類があるときは、その「写し」を提出して下さい。

特に、工事請負契約書は、最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要ですので、必ず提出して下さい。

(4) 提出部数

申請書	正本1部、副本4部（あっせんは2部）
添付書類	正本1部
証拠書	正本1部、副本4部（あっせんは2部）

(注) 申請に多額の費用がかかる証拠書類（設計図など）は、審査会事務局と相談のうえ、提出部数を減らすこともできます。

2 申請手数料の納付

- (1) 紛争処理を申請するときは、申請手数料を納付します。申請手数料の額は、あっせん、調停、仲裁ごとに、「請求する事項の価額」に応じて定められています。
- (2) あっせん又は調停の打ち切りの通知を受けた日から2週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、当該あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額を納めます。
- (3) 申請手数料の納付方法は、次のとおりです。

- ① 中央審査会 申請書（正本）に申請手数料「**収入印紙**」を貼って提出して下さい。（消印はしないで下さい。）
- ② 都道府県審査会（山梨県） 申請書（正本）に申請手数料「**収入証紙**」を貼って提出して下さい。（消印はしないで下さい。）

（注）中央の場合は、「収入印紙」、県の場合は県の「収入証紙」となりますので、間違えないようにして下さい。

3 申請手数料の還付

次の場合に限り、納付された申請手数料の額（上記2の（2）の場合には、あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額）の2分の1を還付します。

- (1) 最初の期日の終了前に申請を取り下げた場合
- (2) 口頭審理が開催されることなく仲裁手続の終了決定があった場合

これ以外の場合には、申請を取下げたり、紛争処理をしないこととなったり、不調に終わったとしても、申請手数料は返還されません。

4 通信運搬費の予納

- (1) 審査会事務局が書類を送付する費用として、通信運搬費を「現金」で事務局に納入します。
- (2) 予納された通信運搬費は、紛争処理の終了後、精算を行います。

5 申請書等の提出

申請書等に不備があると申請を受理しないことがありますので、できるだけ郵便ではなく、事前に申請の日時を連絡して印鑑を持参の上、審査会事務局へ直接提出して下さい。 ※山梨県建設工事紛争審査会事務局 Tel 055-223-1843

申請する時に必要なもの

- ① 申請書・添付書類・証拠書類
- ② 申請手数料（山梨県収入証紙に限る。）
- ③ 通信運搬費（現金に限る。）

V 申請書記載例

○ ○ 申 請 書 【注1】

令和 年 月 日 【注2】

山梨県建設工事紛争審査会 御中

【注3】
申請人

印

1 当事者及びその代理人の住所・氏名 【注4】

(1) 当事者

〒 住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 TEL
申請人 ○○ ○○

〒 住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 TEL
被申請人 ○○ ○○

(2) 代理人

〒 住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 TEL
申請人代理人 ○○ ○○

〒 住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 TEL
被申請人代理人 ○○ ○○

2 当事者の一方又は双方が建設業者である場合においては、その許可をした行政庁の名称及び許可番号 【注5】

(行政庁) (番 号) (法人名又は氏名)
○○県知事 許可(般・特一○)第○○○○○号 ○○建設株式会社
許可(般・特一○)第 号

3 (あっせん、調停又は仲裁)を求める事項(具体的に記述する) 【注6】

【注7】

被申請人は、申請人に対し、本件工事請負契約に係る建築物の瑕疵に関し、瑕疵補修代金として金○○万円を支払え、との(あっせん、調停又は仲裁)を求める。

4 紛争の問題点及び交渉経過の概要(具体的に記述する) 【注8】

(1) 申請人と被申請人とは、令和○○年○○月○○日甲第1号証のとおり本件工事請負契約を締結した。

本件工事については、令和○○年○○月○○日に建築確認を受け(甲第2号証)、令和○○年○○月上旬に工事が完成し、申請人は同年○○月○○日本件建物の引渡しを受けた。

本件工事の請負代金については、申請人は令和○○年○○月○○日に○○○○○万円、同年○○月○○日に○○○○○万円、そして引渡し後の令和○○年○○月○○日に残金の○○○○○万円を被申請人に支払い、代金の支払いは完了している。

(2) ところが、本件建物には、次のような不具合が発生している。

① 外装タイルのはがれ

引渡し直後から建物北側の外装タイルのはがれ始め、雨水が浸透してくるために2階○○室の壁面を汚損するに至っている。(甲第3号証の1ないし10)

このため、申請人は、被申請人に対し、この瑕疵について補修するよう申し入れたところ、令和○○年○○月○○日両者間でこの外装タイル補修方法につ

いて合意した。(甲第4号証)

しかし、被申請人は誠意をもって対応せず、一向に補修を行わないので、上記合意どおりの補修方法により、別業者に補修工事を行わせた。

この補修工事に要した費用は金〇〇万円(甲第5号証)であった。

② 設計と異なる電気器具の取付

設計では、非常用の蛍光灯はバッテリー内蔵のものを取付けることになっていたが、実際は普通の蛍光灯を取付けており、その差額は〇〇万円であった。

③

(3) よって、申請人は、被申請人に対し、上記(2)の①～③の合計金額〇〇万円の支払いを求めるものである。

5 工事現場、その他紛争処理を行うに際し、参考となる事項(具体的に記述する) 【注9】

工事現場 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
工 事 名 〇〇マンション新築工事
工事概要 RC3階建陸屋根共同住宅 延べ床面積〇〇㎡
請負金額 〇〇〇〇万円
工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 申請手数料の額 円【注10】

((あっせん・調停・仲裁) を求める事項の価額 万円)

添 付 書 類

商業登記簿謄本又は資格証明書 【注11】
委任状 【注12】
仲裁合意書 【注13】
管轄合意書 【注14】

(添付する書類)

- 1 証拠書類がある場合においては、その原本又は写しを添付する。
- 2 法第25条の9第3項の規定により合意によって管轄審査会が定められたときは、その合意を証する書面を添付する。
- 3 当事者の一方から仲裁を申請する場合においては、紛争が生じた場合において法による仲裁に付する旨の合意を証する書面を添付する。

証 拠 書 類 【注15】

甲第1号証 工事請負契約書(写し) (必ず提出する。) 【注16】
甲第2号証 建築確認通知書(写し)
甲第3号証の1ないし10 雨漏り、蛍光灯等の状況写真
甲第4号証 外装タイル補修方法に合意したことを証明する書面
甲第5号証 外装タイル補修工事費の領収書
甲第6号証

【注17】

収入
印・証紙

収入
印・証紙

収入
印・証紙

中央審査会 → 収入印紙
県審査会 → 収入証紙

【申請書作成上の注意】

- 【注1】 あっせん、調停又は仲裁に応じて、申請書の前にそれぞれ記載します。
- 【注2】 実際に審査会事務局に申請書を提出する年月日を記載します。
- 【注3】 申請人の表示
- ① 原則として、請負契約の名義人が申請人となります。
 - ② 申請人が個人の場合は、個人名を記載し、押印します。
申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載し、押印（社印）します。
 - ③ 代理人が申請する場合は、その氏名を記載し、代理人が押印します。
 - ④ 申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で申請するときは、代理人として記載します。
(ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。)
- 【注4】 住所電話番号を必ず記載して下さい。
- 【注5】 許可行政庁の名称及び許可番号
- ① 管轄審査会を確認する必要がありますので、申請人、被申請人の別を問わず許可を受けている場合は必ず記載して下さい。
- 【注6】 あっせん、調停又は仲裁を求める事項
- ① 訴状の「請求の趣旨」に相当する部分です。
何を請求するか結論を書く部分ですので、その内容を極力簡潔に、説明抜きで数行程度にまとめて記載します。
 - ② あっせん、調停又は仲裁に応じてそれぞれ記載を変えます。
- 【注7】 「瑕疵」とは、建築物等が通常備えなければならない性質を欠いていることを言います。
- 【注8】 紛争の問題点及び交渉経過の概要
- ① 訴状の「請求の原因」に相当する部分です。
請求の内容を具体的に説明する部分ですので、争点ごとに申請人の主張及び従来からの交渉の経過について必要な範囲で記載します。
 - ② 被申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かり易く、できる限り証拠を示して記載して下さい。
- 【注9】 工事請負契約書、建築確認通知書等に記載の事項を転記します。
- 【注10】 申請手数料の額は、Ⅲの算出表で計算して下さい。
あっせん又は調停の打切りの通知を受けた日から2週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、次のとおり、当該あっせん又は調停の事件番号及び当該事件について納めた申請手数料の額を括弧書きで付記して下さい。

6 申請手数料の額 金〇〇〇〇〇円
(うち令和〇〇年(調)第〇〇号について納めた額 金〇〇〇〇〇円)

- 【注11】 商業登記簿謄本又は資格証明書
- ① 当事者が法人である場合は、代表者の代表権を証明するために提出します。法務局で交付を受けて下さい。
 - ② 申請人と被申請人の双方が法人の時は、双方の分が必要です。
- 【注12】 紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。

【注13】 仲裁を申請する場合に提出します。〔Iの7参照〕

【注14】 管轄合意に基づいて申請する場合に提出します。〔Iの5参照〕

【注15】 証拠書類

① 申請人が提出する証拠書類は「甲」号証、被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。

② 申請人が提出する証拠書類には、赤書きで「甲第〇〇号証」と一連番号をふって下さい。

写真集のように数枚で一組になっているものについては、甲第〇〇号証の1, 2, ……のように枝番号をふって下さい。

③ 証拠書類には、号証ごとにページをふって下さい。

【注16】 工事請負契約書（写し）

① 最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要ですので、必ず提出して下さい。

② 契約書添付の図面等は、請求内容に関係のある部分のみで結構です。

【注17】 収入印紙又は収入証紙

① 管轄審査会によって、納める手数料の種類が異なります。

・ 中央審査会 …… 収入印紙

・ 県審査会 …… 収入証紙

② 申請手数料分を正本の末尾に貼ります。（消印しないこと。）

VI 答弁書記載例（調停の場合）

		令和	年（調）第	【注1】 号事件
答 弁 書				
		令和	年	【注2】 月 日
山梨県建設工事紛争審査会 御中				
				【注3】 【注4】
〒〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	TEL		
	被申請人 〇〇建設株式会社			
	同代表者代表取締役	〇〇	〇〇	
〒〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	TEL		
	被申請人代理人（弁護士）	〇〇	〇〇	印
1 請求を求める事項に対する答弁【注5】				
申請の趣旨を争う。				
（申請のうち、〇〇については認め、その余は争う。）				
2 紛争の問題点及び交渉経過の概要に対する答弁【注6】				
(1) 紛争の問題点及び交渉経過の概要（1）中「代金の支払いは完了している。」の部分については否認し、その余は認める。				
(2) 同（2）①外装タイルのはがれ中「引渡し直後から……………合意した。」の部分については認めるが、「しかし、……………補修工事を行わせた。」の部分は争う。「この補修工事に要した費用は金〇〇万円であった。」の部分は不知。				
(3) 同（2）②の設計と異なる電気器具の取付けについては、認める。				
(4) ……………。				
(5) 同（3）については争う。				
3 被申請人の主張【注7】				
(1) 本件工事に関しては、令和〇〇年〇月〇〇日に申請人と被申請人との間で〇〇の追加工事を行うことを合意し、同年〇月〇〇日に当該追加工事は完了しているが、この追加工事の代金〇〇万円が未だに支払われていない。（乙第1号証・乙第2号証）				
(2) 外装タイルのはがれの補修については、両者間に合意が成立したのは申請人の主				

張のとおりであるが、当該補修工事については、申請人の連絡を待って始めることとされていた。被申請人は、いつでも工事に取りかかるよう準備をしていたが、申請人は、被申請人に何等連絡することなく、別の業者に補修工事を行わせたのであるから、被申請人がその費用を負担する理由はない。

(3) 電気器具が設計と異なっていたこと、その差額は〇〇万円であることは、申請人の主張のとおりであるが、その差額については、既に工事代金から減額しており、被申請人がこの差額分を支払う理由はない。(乙第3号証)

(4) ……………。

(5) よって、被申請人は、申請人に対して追加工事代金を請求する権利は有しているが、申請人に対して瑕疵補修代金を支払う義務はない。【注8】

添 付 書 類

- ・ 委任状【注9】

- ・

証 拠 書 類【注10】

乙第1号証 追加工事の打ち合わせメモ

乙第2号証 追加工事代金の請求書

乙第3号証 工事代金請求書

乙第4号証 ……………

乙第5号証 ……………

答弁書は、A4版、横書、左とじ

【答弁書作成上の注意】

【注1】 事件番号を明記して下さい。

【注2】 答弁書を実際に提出する年月日を記載します。

【注3】 被申請人の表示

- ① 被申請人が個人の場合は、個人名を記載し、押印します。
- ② 被申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載し、押印します。
- ③ 代理人が答弁する場合は、その氏名を記載し、代理人が押印します。
- ④ 申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で答弁するときは、代理人として記載します。（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。）

【注4】 被申請人及び代理人の住所及び電話番号を必ず記載して下さい。

【注5】 申請書に記載された調停（あっせん、仲裁）を求める事項について、争うか認めるかを簡潔に記載します。

【注6】 申請書に記載された争点ごとに、争うか認めるかを簡潔に記載します。

【注7】 被申請人の主張

- ① 争点ごとに、被申請人の主張を必要な範囲で記載します。
- ② 申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分り易く、できる限り証拠を示して記載して下さい。

【注8】 被申請人が申請人に反対請求をする場合には、別途申請料を納付して調停（あっせん、仲裁）の申請をしていただく必要があります。

この場合二つの事件は原則として併合され、同一の手続の下に審理を進めていくこととなります。

【注9】 紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。

【注10】 証拠書類

- ① 被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。なお、申請人が提出する証拠書類は「甲」号証とします。
- ② 被申請人が提出する証拠書類には、赤書で「乙第〇〇号証」と一連番号をふって下さい。写真のように数枚で一組となっているものについては、乙第〇〇号証の1、2、・・・のように枝番号をふって下さい。
- ③ 証拠書類には、号証ごとにページをふって下さい。

Ⅶ 委任状書式例

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。【注1】

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇法律事務所 電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
F A X 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
弁護士 〇〇 〇〇

記

- 1 〇〇〇〇を被申請人として、山梨県建設工事紛争審査会に調停申請をなす件及びこれに関する一切の権限【注2】
- 1 弁済の受領に関する一切の権限【注3】
- 1 申請の取下の件

上記代理委任状に署名捺印してこれを証します。

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

【注1】 親族、会社副社長等、弁護士でない者を代理人とする場合には、その委任理由を付記して下さい。

【注2】 被申請人が紛争処理権限を代理人に委任する場合は、「山梨県建設工事紛争審査会令和〇〇年（調）第〇〇号事件に関する一切の権限」と記載します。

【注3】 紛争処理の結果、相手方から金銭等の弁済がなされたときに、その受領権限を委任する場合に記入します。